

2021-2-5 デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフォース（第7回）

10時00分～ 時 分

○田渕参事官 本日は、御多忙のところ御参集いただき、誠にありがとうございます。

内閣府知的財産戦略推進事務局参事官の田渕でございます。

会議に先立ち、本日のオンライン会議の進行について御説明します。

まず、会議中は、ノイズを防ぐため、発言時以外はマイクのミュートをお願いいたします。マイクがミュートでない場合、事務局でミュート操作をさせていただく場合がございますので、あらかじめ御了承願います。

御発言を御希望の場合は、画面で手を挙げていただくとともに、「挙手」ボタンにてお知らせいただくようお願いいたします。

御発言される際にはマイクをミュート解除にさせていただき、発言が終わりましたらマイクを再度ミュートにし、「挙手」ボタンを解除いただきますようお願いいたします。

傍聴の方々につきましては、カメラ及びマイクを切っておいていただきますようお願いいたします。切っていない方については、事務局で操作させていただきます。なお、画面上部の表示タブの「カメラオフの参加者を非表示にする」を押していただきますと、カメラオフの方が非表示になりますので、画面が見にくい場合等、適宜御活用ください。

続いて、本日の会議資料を確認いたします。

本日、委員の皆様事前に送らせていただきました「デジタル知財における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフォースとりまとめ（案）」になります。

本日の会議資料は委員の皆様限りとさせていただきますので、御理解をお願いいたします。

それでは、ここから議事の進行を中村座長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○中村座長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

では、第7回のタスクフォースを開催いたします。

今日の議事は、事務局からこのタスクフォースの議論の取りまとめの素案ということで資料1について説明をいただきますけれども、論点の区切りごとに意見交換の時間を設けるという形で進めていければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、説明のほど、よろしくどうぞ。

○田渕参事官 では、資料1になります。

まず、一部の内容については政府内で今調整中であることを申し添えたいと思います。

それでは、おめくりいただきまして、全体、大きく分けて1ポツと2ポツとございます。

1ポツが環境の変化に関する現状分析、2ポツがデジタル時代に対応した利用円滑化方策

と権利者の利益保護の両立のための方向性となります。

まず「1. 我が国のコンテンツ産業を取り巻く環境の変化」についてでございます。

3 ページの（1）コンテンツの流通環境の変化というところでは、配信経路のデジタル化、メディアとコンテンツの分離、流通経路の多様化について記載しております。

4 ページに行ってくださいまして、タスクフォースの第1回資料からデジタル化による流通市場変化のイメージ、あるいは直近のコンテンツ市場の状況の分野別動向、国内コンテンツ市場のネット化率の推移といったグラフを併せて掲載しております。

次に、5 ページの一番下、（分野を跨いだ価値増殖サイクル）というところですが、一つのIP（知的財産）を起点としてより大きくビジネスを展開する事例も増えている中で、IPのマルチユース需要がある場合に、権利者の適正な権利保護及び対価還元と両立する形で権利処理取引コストを低減し、権利者と利用者が互いに収益拡大を図れる環境にすることが望ましいと記載しております。

それから、6 ページの真ん中、114行目ですけれども、（先端IT技術による著作物の利用状況・利用量の精緻な把握・計測）というところですが、AIやブロックチェーン、フィンガープリント等の新たな技術の活用により、特にオンライン上でのコンテンツの流通について、その利用の実態がより精緻に把握できるようになってきております。コンテンツの権利者にとっては、これらオンライン上のコンテンツ流通サービスが新たな収益源となっている状況もあります。配信事業者と権利者が精緻な利用状況把握データを共有することによって、より透明で適正な対価還元・分配が実現できるようになっていくことを意味していると記載しております。

次に、（2）ですけれども、コンテンツの消費動向の変化に関する記載でございます。オンライン視聴・閲覧へとシフトしているという事実、それから、7 ページに行きまして、133行目ですけれども、コンテンツは娯楽消費財からコミュニケーション消費財へと性格を変えていること。138行目ですけれども、ユーザー投稿型のデジタル配信プラットフォームは単にコンテンツの一方的配信場所にとどまらず、SNSと結合してコミュニケーション・ツールの補助機能も果たしている。既存コンテンツを材料に加工して自己表現を加えた新たな自己創作映像コンテンツを制作し、配信プラットフォームに投稿し、これをさらにSNSでシェアするといったことが一般化してきております。

7 ページの一番下でございますけれども、こうした中で権利者の適正な権利保護及び対価還元と両立する形で、こうした用途にコンテンツが適切かつ円滑に活用できる環境を整えていくということがデジタル社会構築発展上、重要な課題になっていくということを記載しております。

それから、（3）ですけれども、コンテンツの創作環境の変化についてでございます。172行目ですが、簡便で使いやすい高精度のコンテンツ創作・編集ソリューションがデジタル・プラットフォームを通じて誰でも活用できるようになってきていると。中でも象徴的なのは、ユーザー投稿型のデジタル配信プラットフォームサービスにおける多種多様な投

稿者の存在とすることができます。こうした中、消費者から見た創作者のプロ・アマチュアの境界が非常に曖昧なものとなっていて、こうした創作や配信の環境を支える技術的な進歩が非常に速いこのデジタル時代においては、それら技術的進展の状況を適時適切に踏まえた制度設計を行う必要があるということを記載しております。

それから、9ページですけれども、(4) グローバルなプラットフォームサービスの台頭と既存コンテンツ産業の生存戦略でございます。(有償デジタル配信巨大プラットフォームによる既存流通市場の浸食)ということで、コンテンツの流通・創作環境の変化に伴って著しい成長を遂げ、市場環境の動向にも大きな影響力を及ぼしているのがグローバルなプラットフォームサービスとなります。

10ページの上に、これも第1回タスクフォース配付資料からの抜粋ですけれども、様々な配信サービスの利用状況に関するデータを載せております。

次に、232行目ですけれども、(既存のコンテンツ事業者が受ける大きな挑戦)ということで、このタスクフォースで紹介があったテレビ局系の配信事業関係者の見方、既存のテレビ事業が直面している環境変化と課題について記載しております。

それから、11ページの265行目、(巨大デジタル配信プラットフォームの責務)というところで、12ページの269行目以下ですけれども、デジタル化や配信プラットフォームの台頭等によって、コンテンツの複製や流通のハードルが大きく下がったことにより、権利保護、権利処理及び権利者への適切な対価還元における責任分担の在り方が問われております。プラットフォームにおいては、権利者の利益を不当に侵害する海賊版コンテンツの流通も大きな問題となっていて、プラットフォームにおける権利者による通報システムの導入、新たなテクノロジー等を活用した管理手法の導入なども行われているところであります。また、プラットフォームサービスの提供者側で権利者側と契約を締結することにより、一般ユーザーにおける利用を円滑化する措置を講じている例もございます。

次に、(5)ですけれども、コンテンツのデジタル経済社会上の新たな存在意義についてでございます。コンテンツ消費が顧客嗜好データの収集源となっているということをこちらでは記載しております。

それから、13ページに行っていただきまして、(デジタル・プラットフォーム経済の主要な中間財に)というところですが、コンテンツはそれ単体としての消費財的価値にとどまらず、より巨大なデジタル消費流通の経済圏へとユーザーを取り込み、データ駆動型経済社会を発展させるための中間財としての価値も新たに獲得していると言うべきであると記載しております。

こうした中で、この段落の一番下ですけれども、コンテンツに関わる権利処理の円滑化を図り、取引コストの低減を図ることは、コンテンツ産業、市場の発展にとどまらないデジタル・エコノミー発展上の重要課題ということになると記載をしております。

それから、(生活空間のサイバー空間への移動—娯楽消費財から生活空間構築財へ)というところですが、AR(拡張現実)やVR(仮想現実)など、コンテンツが創作・流

通される新たなフィールドが生まれてきており、そうした仮想空間に特化した新たなクリエイターも登場しています。こうした新たなフィールドについては、フィールドを構成する背景等の構成物のデータの取扱いや、仮想空間に現実世界の権利物を再現する場合の取扱いなど、権利処理の観点でも論点をはらんでいるところでございます。

14ページですけれども、（6）コンテンツ市場をめぐる変化の構造と将来への見通しについてでございます。これまで述べましたコンテンツをめぐるエコシステムの変化は、概括すると以下のポイントに整理されるということで、デジタル化により配信ルートが多様化。

コンテンツはストレージ化され、制作時期の新旧に関係なく消費・二次利用される。

3点目としまして、デジタル技術の発展により、コンテンツの分野横断の融合活用が容易化・拡大。

4点目、デジタル技術により制作・配信コストは低減し、流通コンテンツ量は爆発的増大、質的な多様性が拡大、権利処理等の取引コストの高さが制約要因としております。

次の点、配信プラットフォームの影響力が増大、既存産業のデジタル配信シフトと過去コンテンツを含む既存コンテンツのマネタイズ強化が必須に。

それから、制作事業は固定的配信ルートから解放され、多様な配信ルートの選択肢が拡大。

また、制作がプロ独占からアマチュア・消費者にまで拡大。

それから、コンテンツは娯楽消費財に加えてコミュニケーション財に消費用途が拡大。

データ発生源としての意義も加わり、デジタル・エコノミーの中間財として重要化という点を整理しております。

従来市場では、制作・配信は業界内の一定の資本に裏打ちされた一定の程度の取引コストを負担できる事業者が適度な成長の想定下で事業を継続していける世界が想定されていたわけですけれども、コンテンツに係る権利者の把握は比較的容易であって、流通に関わるプレーヤーも限定的であるがゆえに、その権利使用料の徴収や配分も固定的な方法で対応が可能でありました。

こうした状況が、デジタル化の進展によって前提から覆っているのが現在のコンテンツ市場であります。昭和45年の現行著作権法の制定以降、デジタル化・ネットワーク化の進展をはじめとした社会状況の変化に対応し、累次にわたる制度改正が実施されてきました。特に、近年はデジタル・ネットワーク技術を活用した著作物利用の円滑化等の観点から、新たな権利制限規定を創設したり、裁定制度を改正したりといった対応が権利者の利益に十分に配慮しながら進められてきました。また、インターネット上における海賊版被害の深刻化を受けて、インターネット上の著作物の不正流通等の防止のための法整備を行うとともに、権利情報データベースの構築など運用面の取組も実施されてきたところでございます。

一方、デジタル化の進展による環境変化は日々加速化しており、前述のように、プロだ

けでない多様な主体によって生み出された多様なコンテンツが、オンライン上の多様な流通市場に大量にあふれて、急激な成長を始めようとしており、従前の権利処理を含む取引方式だけでは、この技術変化が引き起こした経済社会上のチャンスを十分に活かすことが困難となりつつある状況と整理しております。

15ページの一冊下の段落ですけれども、こうしたことを踏まえ、取引コスト低減の観点から、UGC作品をはじめとする新たな著作物に対応した一元的な権利処理の促進のための新たな選択肢、権利者の意思情報の共有、プラットフォームの権利処理において果たす役割、権利情報へのアクセスの向上等について効果的な施策の具体化を図る必要があります。そして、デジタル社会の発展の下でより重要な役割を果たすことになるコンテンツ制作者が正当な利益を享受してやりがいのある働き方を実現できるよう、取引の適正化を就業環境の改善にも取り組む必要がございます。さらには、今後も加速度を増すデジタル化の進展と制度のギャップを埋めていくために、伝送路などの形式面と権利者への影響などの実質面のずれの精査、当事者間の問題解決の仕組みとソフトローの活用等について、基本的なスタンスを確認しておく必要がございます。

このタスクフォースでは、こうした問題意識を背景として、これまでに様々な事業者や権利者団体等からのヒアリングを実施し、デジタル時代におけるコンテンツの流通・活用の促進に向けて、権利者の適正な権利保護を前提に、新たなビジネスの創出や著作物に関する権利処理及び権利分配の在り方等について、具体的な課題と検討の方向性を整理してきたとしております。

以上が、前半、1ポツの環境の変化に関する記載でございます。ここで一旦区切らせていただきまして、その後2ポツの説明に入らせていただければと思います。

○中村座長 どうもありがとうございました。

今のが前半戦のコンテンツの時代認識とでもいいでしょうか、かなりそこに踏み込んで示していただいたということなのですけれども、ここまでの説明で何か質問、コメントなどありますでしょうか。どうぞ、何でも結構です。

内山さん、お願いします。

○内山委員 おはようございます。青学、内山です。

この委員の先生の皆さんの中で、私のポジショニングは多分この1ポツのほうにウエートがかかっていると思うので、コメントをさせていただきます。

全体トーンとしては、これまでやってきた委員会のトーンを踏まえているとは思いますが、正直、個人的にはもうちょっと追記してもいいかなということがまだ幾つかございます。

例えば、アマチュアさんの市場参入という話と、伝統的なプロフェッショナルのネットシフトという一種の遷移とかトランジションの辺りのことをもうちょっと整理したいなという気持ちがあります。プロの方々がよくおっしゃるのは、ネットにコンテンツを出すと単価が安くて困ると。一方で、拡散はすごくするので、既存のビジネスが壊れてしまうと。まさしくトランジションが難しいというのが現実的な問題としてあるところだと思

います。多分そうしたこともさらっとは触れておいたほうがよいかなと。ネットなので、当たれば数量的に爆発して、結果的に大きなリターンになるかもしれませんが、とにかく単価が安いという問題は大きいので、外すと駄目ということでリスクが高くなってしまっているということもあろうかと思えます。そうしたことも一つの環境だと思えますので、また事務局とどう盛り込むかということをお相談させていただければと思っています。

以上です。

○中村座長 ぜひその辺り、よろしくどうぞお願いいたします。

ほかにどうでしょうか。

水野さん。

○水野委員 水野です。おはようございます。よろしく申し上げます。

前半のところなのですが、後半のところにもつながる形で取引コストの削減の話がいろいろ書いてあるのですが、その取引コストの削減という話の中にもしかしたら入っているのかもしれないのですが、大量かつ多種多様なコンテンツが非常にある中で、どんどん埋もれてしまって発見されないという問題もあると思っております、発見可能性を高めるというところも非常に大きな視点なのではないかなと個人的には思いました。

後半の対策のところデータベースの構築というところもありますけれども、これも取引コストの削減の前提としてデータベース化するという話につながっていると認識していますが、そもそも発見されないと取引コストを削減するまでもいかないというところもあると思うので、そういった視点も加えるとよいのかなと。

あと、これは委員の先生の中で温度差はあるかもしれないのですが、全体的に、私個人としては、前半のところの記載は非常にいろいろ分析的にまとめていただいているのですが、危機感みたいなものが足りないのではないかと私は感じてしまいました。このタスクフォースの役割なのかどうか、より上位の委員会の役割なのかかもしれないのですが、もう少し危機感を募るような記載の仕方も方向性としてはあり得るのではないかなと思いました。

以上になります。

○中村座長 貴重な指摘です。ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

林さん。

○林委員 林です。

まず今、水野先生から1ポツの部分のトーンについて、危機感の書き込みが足りないのではないかと御指摘がありました。私も報告書の「1. 我が国のコンテンツ産業を取り巻く環境の変化」が、これだけの量と内容の書き込みをされているということは重要だと思っています。要は、ここで書かれた構造変化に対する危機感をどれだけ共有できるかが、2ポツの課題認識や課題解決のための新たな選択肢について意思決定をすると

いった方向性を出せるかどうかにかかっていると思います。

その意味で、現状でも、例えば「(6) コンテンツ市場をめぐる文化の構造と将来への見通し」のところでは、ある程度、危機感というかそういうニュアンスは出していると思います。ただ、列記されているので、それぞれどこが危機感のポイントだと捉えるかは違うのかもしれないです。私は、例えば(6)の「● デジタル技術により制作・配信コストが低減し、流通コンテンツ量は爆発的に増大、質的な多様性が拡大し、権利処理にかかる時間などの取引コストの高さが制約要因に」になっているという点は、危機感のポイントとしてすごく大きな点であると思っています。

これまでのような質の高い番組についての権利処理をどうするかという話だけではなく、前回のヒアリングで実務での権利処理リストを紹介してくださったように、「それに著作権があるのか」というレベルのものまで、もしかして著作権があるかもしれないということで個別の同意が必要となるためにネット上での流通ができないという事実があるわけですし、まず、質的な多様性が拡大して権利処理等の取引コストの高さがコンテンツ流通の制約要因になっている課題をどう解決するか。それから、その次のポツの「● 配信プラットフォームの影響力が増大、既存産業のデジタル配信シフトと過去コンテンツを含む既存コンテンツのマネタイズ強化が必須に」になっているという点。さらに、「● コンテンツがコミュニケーション財に消費用途が拡大」しているという点、その次の「● データ発生源としての意義が加わり、デジタル・エコノミーの中間財としての重要」性が増しているといった、これらのコンテンツをめぐるエコシステムの変化の要素が、次のページに書かれているようなデジタル化の進展による構造的な変化につながっているという指摘は重要であると思います。こうした「重みづけ」の指摘をした上で、「デジタル化の進展による環境変化は日々加速しており」から始まる段落の、「もはや従前の権利処理を含む取引方法だけでは、この技術変化の引き起こした経済社会上のチャンスを十分に活かすことが、困難となりつつある」に続き、そして、次の段落の「Withコロナのニュー・ノーマルにおいては、こうしたデジタル化による新たな経済活動へのシフトの実現程度によって、各国経済の発展競争の帰趨が決まることになる」というところにつながるような書き込みを、もうちょっとアピールしていただければなと思っています。

後半につながる話だと思いますので、まず意見させていただきました。以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○柳川委員 ありがとうございます。柳川でございます。

基本的には書いていただいたことに賛成で、非常に丁寧にうまく書いていただいていると思うので、何も発言しないでおこうかなと思っていたのですが、今、水野委員、林委員のお話があったので、少し付け加えてコメントをさせていただきます。

私も危機感と危機感のポイントを強調することが大事ななと思っています。この分野で起こっている課題は実は相当いろいろあって、変化もいろいろあって、恐らく書き込ん

でいくと一冊の本でも収まり切らないぐらいのことは十分書けるのだと思うのです。ただ、それを全て書くことはできないし、そこが目的でもないので、逆に言うと、どこを絞ってどこに焦点を当てていくかということここでは少し気をつけたほうがいいのかなど。どんだんたくさんの方が書かれても逆に伝わらなくなってしまうので。

ポイントは、今、林先生からお話があった、権利処理に係るコストがかなり取引や発展を妨げているという実態をしっかり把握してほしいということだと思います。そこでは、やはりコンテンツの過去のものの取引、それから、未来の今まで十分コンテンツと認識されていなかったようなものの権利処理の2つが、両方実はちょっと違う側面なのだけれども、法的な手当をしていかないとうまく回らないというところを強調していただければなと思うのが1点目です。

それから、2点目は、本当は性質がやや違うのだけれども関わってくる問題として、プラットフォーム、特に新しいプラットフォームの支配力だったり、発展みたいなことをどう考えるかという話で、これは直接的には権利処理の問題、法的な問題ではないので、もうちょっと競争政策上の問題であったり、あるいは今までの既存業者に関する事業法の問題であったり、そういう話に関わってくるのですけれども、かなり密接に関わってくるので、この中でも大分入っている。ただ、この部分はちょっと質が違う話なので、その2つが混同しないほうが読んでいる人にポイントが伝わりやすいのかなと思います。大事な論点なので、今みたいに書いていただくことは大事なのですが、そのこととこの権利処理の話が混同されて読み手に把握されてしまうと、どちらかという海外の新たなプラットフォームが全部持っていきみたいな話がキャッチーなので、そちらの話だけに目が行ってしまって、下手するとプラットフォーム規制をすればいいんだという話に読み手に誤解されかねないというのは趣旨ではないと思うので、その書き分けに少し気をつけていただければと思います。

以上でございます。

○中村座長 田村さん、どうぞ。

○田村委員 私もすごくよく書けているので、特に発言しなくてもとは思っていたのですが、いろいろと皆さんどんどんさらにレベルを高くするお話をされているので、つつい私も申し上げてしまうのですけれども、全体的に特に異論はなく、ずっと先生方がお話しされてきた流れに、私も賛成です。

それで、特に気になるのは、もしかしたら後ろのほうにきちんと書いてあるからいいということかもしれませんが、権利者の多様化というところでは、これは第1回するときにも申し上げましたが、プロシューマー化というお話があって、現時点でアマチュアの著作物も皆さん非常に利用するようになってきているというところはきちんと書かれていますけれども、先ほどからお話がある権利処理のコストという観点からすると、過去コンテンツももちろん重要ですよ。それは、「過去」とところどころに入っているのですけれども、どちらかという、将来的にこれからクリエイターの意欲を高めるためにどうし



ようかという観点から権利者が多様化しているといった感じのニュアンスが少し強いように思います。しかし、個人著作物問題を含めて、そういった過去の著作物も物理的には利用できるようになってきているところが、権利処理をしなければいけないという現状とそこがあるということを書かれるといいと思っています。

これは毎回申し上げていることですがけれども、結局2段階の問題があります。お書きいただいたように権利者が多様化していった、そもそも強い著作権は欲しくないような権利者もいるということは、割ときちんと書かれているほうだと思いますが、もう少し権利者が多様化しているほうに動かしたらいいと思います。また、もう一つ、既に所在不明なものも含めて、様々な著作物が大量に出ていて、それをどうするかという将来的なクリエイターのインセンティブの喚起の話と過去の処理の話になっています。ベン図でいえば過去の処理の話がより大きな輪になっているように思うので、現在の記載だとそれが少し弱いかなと思った次第です。ただ、そこまで強くこだわるものではありません。

○中村座長 よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

危機感とめり張りという指摘をいただいています。ここは非常に重要な記述でございます。私自身も関心がとても高い記述を事務局にしてもらったなと思うのですが、私自身は、危機感を示すと同時にわくわく感も示したいなと思ってお許しをいただいて、座長としてというよりも一委員として、私なりの読み方と捉え方を申し上げたいと思うのですが、(1)に書いてあるコンテンツの流通も端末も生産もデジタルで丸ごと変化します、構造が変化しますというのは、MITのネグロポンテ教授が『ビーイング・デジタル』で25年前に書いていたことで、それが権利者にも利用者にも両方にメリットがありますよという展望は多分当時から見えていたのだと思います。

しかし、(2)(3)(4)にあるような記述は、当時はまだはっきりと見えていなかったけれども、その後起きてきたこと。例えば(2)でいうコンテンツが最終消費財だけではなくてコミュニケーションとかコミュニティーを活性化させる中間財になりますよということ。それから、(3)、生産が簡単になって、コンテンツそのものづくり手が爆発的に増えますよということ。(4)、グローバルプラットフォームが強大化しますよ、従来型のプレーヤーとしてのプロのクリエイターとコンテンツ企業、アマチュアを含むみんなと束ねるプラットフォームにプレーヤーの軸が移ったというのが、僕はSociety4.0で起きたことだと思います。これにちゃんとまだ対応できていませんよねという問題意識。

さらに(5)で言っていることが今回のポイントだと思うのです。Society5.0でコンテンツがデータビジネスになるということです。コンテンツがデータ駆動社会の重要な資源となると書いてあるわけですが、なので、コンテンツの生産、流通、消費を円滑にして、外部不経済を取り除くということがコンテンツ産業の成長というマイクロ経済のテーマではなくて、産業全体の成長に関わるのだと。経済政策に位置づけられることになるということを書いているのだと思います。

つまり、これまでのコンテンツは経済全体のバリューチェーンからある種切り離されているところであって、コンテンツ産業の個別論でずっと議論されてきたのです。だから、ある種中途半端な文化経済政策みたいな文脈で扱われていた面が強かったのですけれども、データ駆動社会の主要プレーヤーとして経済システムに組み込まれるということの意味するということだと思っております。だから、なぜ我々が今、コンテンツについて語らなければいけないのかという政策的な位置づけが変わりますよということを行っているのだと思います。

そんな認識を踏まえて、各論として今扱うべき課題を整理するというのが2ポツの記述でして、まず1ポツはかなり大事なことを大胆に語っているのではないかなと思っていて、その辺りの意義をもっと強調してもよいかなということも皆さんの議論を聞いていて思った次第です。

ほかに何か1ポツのところでもよろしいでしょうか。書きぶりで結構皆さんから指摘をいただいたので、また一段の調整が要るなと思っております。

よろしければ、一旦ここまでといたしまして、次に進みましょうか。本丸になります2ポツです。

2ポツの説明を事務局からお願いできますでしょうか。

○田渕参事官 17ページですけれども、「2. デジタル時代に対応した利用円滑化方策と権利者の利益保護の両立」の(1)が一元的な権利処理の促進に関する記載となっております。

現状と課題のところですが、伝送可能なデータ量の増大に伴い、コンテンツの流通量も増大しています。著作物等の利用に当たっては、事前に権利者の許諾を得ることが原則ではありますが、多数の著作物等が利用される場合に、個別に許諾を得るための権利者の特定や交渉に係る費用、取引費用や取引コスト、あるいはそこに係る時間が大きくなる場合があります。そのため、利用されることが社会的に望ましいものの、民間での取引がうまくいかず、利用が進まない場合が想定されます。この中には、対価のない権利制限にはなじみにくいもの(著作権者の利益との衝突の度合いが大きいもの)も含まれ得るということで、このような場合に、個々の権利者と利用者間による個別許諾に任せておいては、1ポツで明らかにされたデジタル経済社会の要請に応える適切かつ迅速で円滑な処理を伴う利用が進まないため、政策的に対応を進めていくことを必要としております。

利用許諾(ライセンス)円滑化の仕組みとしては、現状、我が国において、著作権等管理事業者が集中的に管理する著作物について包括的に許諾したり、問合せ窓口を整備するといった仕組み(狭義の集中管理)が存在します。集中管理を促進することにより、取引コストや時間の削減を図ることができます。

一方で、権利者不明著作物や団体が管理していない著作物を含め網羅的に利用したい場合には、狭い意味の集中管理だけでは対応できないということで、映像コンテンツ等の配信を中心として、権利者不明著作物をはじめ、団体が管理していない著作物等を含め網羅

的に利用するための一元的な権利処理の実現を要請する意見は聞かれたところであります。

437行目ですけれども、政策的に網羅的な利用を可能とすることが望ましい場合に考えられる対応策として、拡大集中許諾、補償金付権利制限、狭義の集中管理と権利制限を組み合わせる混合型というものが考えられるということで、以下、拡大集中許諾、補償金付権利制限、集中管理と権利制限を組み合わせた混合型、それぞれについて説明を行っております。

19ページの表は会議資料をそのまま用いているものですが、19ページの465行目ですが、さらに、取引コストが最も大きくなる権利者不明著作物等については、現行制度上、裁定制度が存在します。この制度は、権利者が不明である等の理由により、相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合に、文化庁長官の裁定を受け、かつ文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託することで、その著作物等を利用することができる制度であります。

以上が現状と課題ですけれども、検討の方向性といたしまして、拡大集中許諾型、その中には裁定制度の見直しも含まれますが、それぞれいただいた御意見を整理しております。集中管理団体に管理を委託していない権利者の著作物等を団体が管理する正当化根拠が必要になるということで、一定の場合には取引費用や時間の削減という観点から政策的に正当化され得るとの御意見ですとか、あるいは、一定の要件を満たせば、黙示の許諾が推定でき、正当化が図れるのではないかという御意見。組織率が低い場合であっても、個別のライセンス契約の適正性について公的機関の判断を介在させることにより、正当化を図れないかという御意見。また、ベルヌ条約のスリー・ステップ・テストとの関係でも、一定の場合には要件を充足するのではないかという御意見がありました。既に現行の著作権法は拡大集中許諾と同じような効果を持っていると整理することもできるのではないかという御意見もありました。

また、496行目以下ですけれども、正当化根拠として幾つかこれまで挙げられていたものはありますが、いずれも説得的とはいいがたいため、拡大集中許諾に類似した機能を果たすと考えられる混合型を検討する必要があるのではという御意見もございました。

21ページ目は、前回お示しした仮説に関する資料と、そこで述べられている内容のポイントをまとめて記載した内容となっております。

22ページに行ってくださいまして、536行目以下ですけれども、ノン・メンバーの著作物等の権利処理の正当化を図るために、裁定類似の手続を経るという考え方については、現行の権利者不明の場合の裁定制度の在り方とも併せて検討することが必要ではないかという記載をしております。これまでにも同制度の見直しは図られてきたわけですが、制度のより幅広い利用を促進するためには、行政の関与をなくして、集中管理団体の有効活用を図る抜本的な見直しを検討する必要があると考えられます。集中管理団体が裁定制度において一定の役割を果たすことにより、利用者による権利者の搜索等に係る負担を軽減するとともに、集中管理団体が管理する著作物等との一元的な権利処理も図られることになる

のではないかと考えられます。その際、併せて、集中管理団体が行う裁定手続の適正執行担保のための執行管理体制・業務管理の基準や結果の公開、定期的な監査等行政による監督の在り方、事前供託の見直しや、要件のさらなる緩和などについても検討を行うことが必要としております。

次に、補償金付権利制限型についてですけれども、こちらは補償金の請求権を認める前提として排他的権利を制限することから、その正当化根拠が求められるということで、利用の目的、範囲、補償内容等を総合的に考慮して判断されるべきものであります。権利制限によって実現される社会的意義が問題となり、利用の目的、範囲については、権利者自らあるいはライセンシーを通じて行うビジネスと衝突し、その顕在的もしくは潜在的市場を侵食するおそれのある利用について権利制限を行うことは、補償金請求権の付与があっても原則として認められないと考えられるという記載をしております。

以上のことから、公益的な理由により比較的低廉な対価で定型的な利用を促進することを目的とする場合などに推奨されるとの意見が多かったところでございます。補償内容については、通常の使用料の額に相当する額の補償金請求権が実効性を持って機能することが必要であり、利用者であることが外形上分かりやすく、権利者が利用者の存在を的確に捕捉できることが必要との意見がございました。

23ページの図も同じく前回の会議で仮説としてお示ししたものの、さらにその下にポイントを整理したものを記載しております。

次に24ページ、集中管理と補償金付権利制限の混合型（裁定制度の見直しも含む）というところですが、混合型については、集中管理を行う著作権等管理事業者が補償金を管理する団体を兼ね、著作権等管理団体と利用者との間の利用許諾契約の内容をノン・メンバーに対する補償金に拡張する場合は、その効果は拡大集中許諾と類似したものになると記載しております。ただし、ノン・メンバーの排他的権利を制限することから、その正当化根拠が求められるとしております。

さらに、589行目ですが、混合型であっても、ノン・メンバーの権利の補償金処理は通常のライセンシーを通じて行うビジネスと衝突し、市場の浸食のおそれのない範囲の利用に限定されるとの意見がございました。また、混合型の検討に当たっても、前述の現行の権利者不明の場合の裁定制度の在り方とも併せて検討することが必要との御意見がありました。行政の関与をなくして、集中管理団体が裁定制度において一定の役割を果たすことにより、利用者による権利者の搜索等に係る負担を軽減するとともに、集中管理団体が管理する著作物等との一元的な権利処理が図られることになると記載を置いております。

25ページの図も同じく前回の会議でお示しした仮説で、その下にポイントをまとめてお示ししております。

26ページ、627行目以下ですが、いずれの手法においても、団体に管理を委託していない権利者の対価の使途について適切な運用がなされることが必要との御意見がありました。例えば、一定期間後、利用者に返還する、共通目的事業に支出できる（しなければ

ならない)ものとする、文化基金とするなどのように、使途に関して一定の制約を課すことによって、当該金銭が安易に団体構成員ないし委託者に分配されるようなことがないように制度上担保する必要があると御意見がありました。また、権利者が現れず不要となることを見込まれる対価は徴収せず、出現率を加味した金額を徴収し、支払いが必要になった場合にはその中から権利者に支払うといったことも考えられるとしております。

これらの手法については、一元的な権利処理による利用円滑化が求められる具体的な利用行為ごとに適用することができる適切な選択肢を増やすことが重要であるとしております。様々な手法を組み合わせることで、権利者の意思の尊重と円滑な利用が両立する環境を整備していくことが必要としております。また、現時点では集中管理の進展による一元的な権利処理の実現が利用円滑化方策として求められる場面が多いようですが、ブロックチェーン等の技術の進展により、分散管理と利用の円滑化が両立する可能性もあると。こうした新たな技術の動向にも注視していく必要があるという記載にしております。

一旦、こちらの(1)で切らせていただきたいと思います。

○中村座長 (1)、ありがとうございました。

皆さん、何か意見、質問はございますでしょうか。

○前田委員 ありがとうございます。

437行目で政策的に網羅的な利用を可能とすることが望ましい場合に考えられる対応策として、拡大集中許諾、補償金付権利制限、混合型が考えられると書いていただいているのですが、私の考えとしては、網羅的な利用を可能とすることが望ましい分野が存在していることは明らかで、例えば放送番組等の同時配信等において議論されてきた問題というのはまさにそういう問題だと思うのですが、著作物の全ての利用においてそういう必要が生じているかどうかというと、必ずしもそうとは言えないと思うのです。

私の理解としては、拡大集中許諾等の検討というのは、ある程度権利者の許諾権を制約してでも網羅的な利用を可能とすることが望ましいと考えられる特定の分野についてのことであって、著作物の利用全てにわたって拡大集中許諾とか補償金付権利制限や混合型の検討を進めるべきということではない。この報告書もそういう前提であると。どういう場合が網羅的な利用を可能とすることが望ましい場合かというのは、この報告書自体では触れていなくて、それはまた別途検討すべき課題だという前提なのかなと私は思ったのですが、まず事務局に対する質問としては、そういう理解でよろしいでしょうか。

○田淵参事官 そういった趣旨です。437行目にありますとおり、政策的に網羅的な利用を可能とすることが望ましい場合、というのはそういう趣旨での記載となっております。

○前田委員 437行目だけを見ると、今おっしゃったように限定されたお話だと理解できると思うのですが、その上のところは著作物の利用一般に関するお話であるかのような書き方にもなっておりますので、今回はある限定された分野において利用の円滑化が必要になった場合に、そのための手法としてどういう手法があるかどうかを検討するものかどうかであるならば、そういう趣旨を明確にさせていただくのがいいのかなと思いました。

以上です。

○中村座長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○柳川委員 柳川です。

私は前田先生が今おっしゃったような形ではこの文章を読んでいなかったの、そこは確認をしたほうがいいかなと思って発言させていただきます。

そういうかなり限定的なところでだけこういうようなところを認めるといふ話であるとすると、先ほどから議論していたような、より取引コストを下げて中村先生がおっしゃったようなSociety5.0の世界に対応するという事はなかなかできないのではないかと。要するに、予見できる限定されたところにだけ新しい枠組みを取り入れると、それ以外のところの取引コストを大きく高めてしまうと。やはりこの報告書の大きなポイントは、そういうふうな事前に最初から限定されたところではなくて、もうちょっと幅広いところでこういうものが認められるようにする方向性はないかということ議論してきたと私は理解しております。もちろんそれに関しては委員の方々に御意見が分かれるのだと思いますけれども、少なくとも私は最初からそれを前提に全てが書かれるとは理解していなかったの、その辺りは事務局のほう、あるいはほかの先生方の御意見を伺いたいと思います。

○中村座長 田村さん、お願いします。

○田村委員

私も主観的には柳川先生と同じように思っております。前田先生のご指摘は、ここはよく書けているというような趣旨だったと思いますけれども、私も上手に書かれているような気がいたします。委員の間でも意見が今も少し分かれています、それを前提に、「政策的に望ましいと考えられる場合には」ときちんとしています。そこは前田先生も評価していただいているので、ほかの点で前田先生は気になっているということですから、例えばその直後の上の段落で「網羅的に」と書いてあるところを「政策的に網羅的にすると望ましい」など「政策的に」とちりばめていただいで、そのところは中立ということを出していただければ、私はそれで納得しますし、前田先生も「まあまあ」とおっしゃっていただけるのかなと思った次第です。

○中村座長 ありがとうございます。

前田さん、いかがでしょうか。

○前田委員 ありがとうございます。

私には416行目から425行目が、非常に包括的に著作物の利用一般を対象として記述されているように読めたのです。それから、田村先生の御指摘のとおり、437行目は私の考えに近いことを書いていただいているということだと思います。私としては437行目のような限定された分野での利用についての検討だという趣旨を明確にさせていただきたいと思いますが、ただ、今、柳川先生から御指摘がありましたように、そうではないという御

意見がもちろんあるわけですから、そこは田村先生が御指摘のように、中庸を得た書き方をさせていただくのがいいのかなと思います。

○中村座長 田村さん。

○田村委員

そういたしましたら、私の意見は、政策的と限定するという趣旨ではなくて、中立的にということなので、前田先生がお気になされた記述で、例えば419行目の「利用されることが社会的に望ましいものの」という記載も、例えば「政策的に利用されることが社会的に望ましいと考えられるものの」という文章にすると、前田先生もかなり気持ちが収まるのではないかと思います。

○中村座長 田村先生に事務局仕事をやっていただいています、皆さん、いかがでしょうか。

水野さん、手が挙がりました。

○水野委員 では、私の意見ですけれども、私はこのままでいいかなと思っておりまして、この報告書の全体の1番目で現状分析、環境分析をした上で、一般的な今の状況を書いた上で、2ポツ目、政策的に望ましいとかということところが、今はすごく限定的なところに当てはまるものだと考えられているとしても、今後、状況の認識によってはこれに当てはまるのではないかと考える人たちが出てくるみたいな可能性にも配慮して、前半は一般論で、最後に政策的に望ましいというところで限定しておくというのがよいと思うので、柳川先生がおっしゃったとおりの認識でおりました。なので、私はこのままの記載でいいのではないかなと思いました。

○中村座長 ほかにどうでしょうか。

上野さん、どうぞ。

○上野委員 今の点は私も特に異論がなく、もともとこれは手法のお話ですので、実際に生じた具体的な問題に応じてどの手法が適切かということが決まってくるものかと思えます。そういう意味で、このように立法論のメニューをまとめていただいたことは非常に有益ではないかと思います。

その他ちょっと細かい点について3つ補足的にお話をしたいと思います。

一つは、権利制限のところ、例えば23ページ目の一番下あたりに、「権利者によるオプトアウトもできるのであれば」というような記載があります。確かにECLだとアウトサイダーがオプトアウトできるという仕組みがよく見られるわけですが、権利制限の場合にオプトアウトできるような立法は可能かということ、これは議論のあり得るところかと思えます。ただ、私自身は理論的には可能だろうと思っておりまして、現状の39条も転載を禁じる表示をした場合はこの限りでない、というようなただし書きがありまして、これも権利者によるオプトアウトを認めたものと理解できると思います。また、最近ヨーロッパで採択された欧州デジタル統一市場指令でも、情報解析を営利目的で行うということは原則許されるという規定があるのですけれども、権利者が留保を表示した場合はその規定

の適用を受けないということになっていまして、事実上、権利者が権利制限規定の適用を受けないようにオプトアウトできるようになっております。そういう意味では、権利制限規定でもオプトアウトという仕組みをつくることは可能なのだろうと思います。ただ、あまりにも簡単に権利者がオプトアウトできてしまいますと、せっかく権利制限規定をつかった意味がなくなってしまうって骨抜きになってしまうから、その点は留意をする必要があるのかなと思います。

2点目は「混合型」についてでありまして、これは今回の法改正項目の一つである放送番組の同時配信で活用された手法で、事実上、ECLを実現する新しいアイデアと言えるかもしれないと思っております。従来、日本から海外に発信する制度というのは多くなかったように思うのですが、ECL導入に踏み込むことに抵抗のある国はこういう混合型の導入を考えてみたらどうですかということで、世界に向けて発信することができる手法かも知れないと思っているところであります。ただ、課題となるのは、やはりいわゆる「被アクセス困難者」と呼ばれている不明権利者を含む人が有する権利を行使して得られた補償金の行方です。いわば他人の権利を行使して取得した金銭ですから、これをどのように分配すべきか、その用途の公正さをどうやって確保するのかということが問題となるところです。放送番組の同時配信に関しても、すでに報告書においてこの問題は強調されていますが、将来、混合型を他の場面に活用していくのであれば、このような分配ないし用途の公正さをどうやって実現していくのかが今後大きな課題になるかと思えます。

3点目はそれに関係するのですが、この報告書の中に、裁定制度に関して行政の関与をなくして、集中管理団体を活用していくということが考えられるのではないのかというような記載があります。確かに集中管理団体を活用するということは有意義なのですが、ここでもやはりアウトサイダーの取扱いの公正さを担保することが必要になります。これは裁定制度のみならず、指定管理団体制度一般について言えることですが、特に裁定制度について行政の関与をなくすという場合は、むしろ権利管理団体ではない公益的な団体に業務を担わせる方が、分配の公正性確保という点からは望ましいように思います。具体的には、これまでも何回か申し上げているのですが、CRICやSOFTICなどの団体がありますし、さらには韓国の著作権委員会みたいなものを参考にして、日本でも著作権に関する独立委員会を設置するといった方法もあるかと思えます。こうしたものも含めて、分配の公正性を確保しつつ裁定制度における行政の関与をなくしていくやり方は、他にもいろいろあるかと思えますので、いろいろなアイデアを検討してみてよいのではないかと考える次第でございます。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。

田村さん。

○田村委員 ありがとうございます。



先ほどの話で、私も事務局のこれでよいなと思いながらも、今の上野先生のお話に関連して、対価のところです。現在の書き方は、最後のほうに全体を通じて対価にというところがあったと思うのですが、随分後のほうでしたか。

○田渕参事官 26ページの633行目ですかね。

○田村委員 ありがとうございます。

それで、この628行目から「例えば」と書いてあって、これは上野先生が常々提案されていることで、具体的に書いてあるので非常に厚みがあります。一方で、632行目以下の「また」のところが、これは私の意見ですが、厚みがないというか、文章が短いような気がします。私がどうしても気になっているのが、ノン・メンバー、あるいは、さらにはノン・メンバーというだけではなくて、個人著作物などのようなことを考えると、どうしても混合型にせよ、あるいは拡大集中許諾にせよ、集中処理団体が利用者と締結する金額は市場を反映していますが、それは、集中処理団体のメンバーの意向を反映した、そうしたメンバーの持っている、信託している著作物等の市場の形を反映していると思います。組織率が高い場合、JASRACさんのようなところであればそれでほとんど大丈夫で、あとは個人著作物のことで考えればよくて、個人著作物についてはお金を取りません。ただ、その場合も、個人著作物についてまで払わせるのは、逆に利用者にとっては寛容的利用のことを考えると状態が悪化するかもしれません。そういうことならば、むしろメンバーについても買ったたかなければいけないということで、かえって権利者のためにはならないような対価になりかねません。ですから、その場合にも、この「また」以下が必要だと思うのです。

さらに、組織率があまり高くない、あるいは様々な集中管理団体がいるとか、それぞれについて多様性があるとか、個人著作物ではなくて、かつ、しかしノン・メンバーも多いようなところでは、混合型でいくということでした。どうして混合型にするかということ、結局、集中管理団体と利用者との間で結ばれる著作物に関する集中管理団体のメンバーの意向を反映した金額がおそらく高過ぎるので、そういうことを加味してある程度行政の関与をする、あるいは、行政ではないかもしれませんが、最適化の関与をするということで、グラデーションをかけるということも必要だと思うのです。それはここに書くべきなのか、混合型のところのどこかに書くべきなのか分かりませんが、そういうことで、上野先生のおっしゃったような権利者の保護、あるいは権利者団体の保護の多様性にも配慮できるのかなと思っています。

なので、この「また」のところ、できれば特に導入を考えている網羅型の場合には、ノン・メンバーの対価を適用する、あるいは、それを全部払わせるようにした場合には、逆に課題になり過ぎて大変なことになるとということと、それを集中管理団体のほうで特に個人著作物の場合は保持するということの正当化が見込まれないといったことを、できれば632行のところ、幾つか書いていただいて、上野先生の分量に匹敵するまでは言いませんけれども、7割か8割くらいまで増やしていただければ私としては満足です。しかし、

先ほどから申し上げているように、強くこだわるものではありません。

○上野委員 ちょっと補足させていただいてよろしいでしょうか。

私自身は、ただいまの田村先生のお考えに全く賛成であります。私がいつも問題提起しておりますように、指定管理団体や裁定制度を担うことになる団体が他人であるアウトサイダーの権利を行使してお金を集めてしまって、その分配の公正性が問題になるくらいなら、最初からそのような金銭は受け取らないほうがよいのだと思います。現行法でも、放送二次使用料につきましては、指定管理団体がアウトサイダーに帰属すべき二次使用料は収受しない制度になっており、私はその方がよいのではないかと考えているのですけれども、もし指定管理団体や裁定制度を担う団体がアウトサイダーの収受すべき金銭を受け取る制度にするのであれば、収受した金銭の公正な取扱いを確保することが必要にならざるを得ないということです。特に、金銭を収受しても実際に真の権利者に分配される割合が低い場合、例えば、今の裁定制度でも権利者が供託金を受領するのは1%以下だとか言われているようですし、そうであるならば、最初からそのような金銭は受け取らないとか、受け取る額を調整するなどした方がよいように思うところであります。

以上です。

○中村座長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

昨年の規制改革の答申においては、インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備ということにつきまして、同時配信の問題と孤児著作物については、制度設計、法案概要を作成した上で令和3年通常国会での法案成立を目指すということとされており、これについては文化庁で今日御参加の先生方にも多大な御尽力をいただいております。今、法案に向かっているものと思っております、本当に大変な御尽力をいただいたと感謝しているところです。

この答申では、1. 同時配信と3. 孤児著作物を優先的に措置した上で、2というのが拡大集中許諾制度なのですが、拡大集中許諾制度について令和3年中に改めて要否を明らかにするということが閣議決定されているところであります。

先ほど上野先生から、これは狭い意味の集中管理だと思うのですが、集中管理と補償金付権利制限の混合型は、同時配信について事実上ECLを実現するアイデアではないかというお話が合ったのですが、事実上実現するアイデアというのは、どの部分が実現してどの部分が事実上なののでしょうか。今回言われてる「混合型」というものと、今回の法案で出ていくものとの違いも、私、実は分かりませんが、もし、事実上「混合型」でECLを実現できるのだから、ECLを導入ということを行わなくてもいいじゃないかと。そういうネゴシエーションの手間とかコンセンサス取りに苦勞する必要はないのではないかと御趣旨であるとしたら、どの辺が実現できて、どの辺が事実上、つまり同じではないということなのかという辺りを伺えればと思ったのですが、いかがでしょうか。

○上野委員 事務局ではなくて、私からお答えして大丈夫でしょうか。

私から見ますと、混合型というのは、ノン・メンバーというか被アクセス困難者については権利制限規定プラス補償金制度とするということですから、事実上、一括して「権利処理」できることになるわけなのですよね。このように、団体で管理されていない権利についても簡便な形で包括的な利用が可能になるという点では、ECLにおけるいわゆる拡張効果と呼ばれるものと実質的に同じようなものになるかと思えます。ただ、利用条件や対価の額については、ECLの場合、インサイダーとアウトサイダーは基本的に同等でなければいけないと考えられているかと思えますが、他方、権利制限の場合の補償金の額がそれに相当するものになるかどうかは保証の限りではないかも知れませんので、その点は課題になろうかと思えます。

いずれにしましても、日本で混合型というようなものが立法できるのであればECLだって立法できるんじゃないかと考えるのか、それとも、混合型が立法できるのだったらECLをやる必要はないんじゃないかと考えるのかという点は、いろいろご意見があるかと思いますが、今後の立法論にとっては意味のあるポイントではないかと思っております。

以上、いささか不十分かもしれませんが、もしよろしければ事務局からも補足していただければと思います。以上です。

○田淵参事官 事務局です。

この点につきましても、文化庁とも調整いたしまして、皆様に整理した形でお示しできればと考えております。

○林委員 田村先生からのご意見の前に、私、上野先生におわびをしなければいけないと思うので。こんな形で質問をして申し訳ありませんでした。

ただ、規制改革のときにも議論したのは、昔からある補償金付きのこういった権利制限制度の考え方というのは、実際に使われてきていないし、また、今後導入するに当たっては、環境変化に応じた様々な個別の制度設計をしなければいけない。特に対価のところは、混合型にしても、権利制限の補償金制度の場合は、個別的な利用条件で決めることができなくて、団体による定型的な処理になるといった問題があります。報告書の項目1. で書かれた大きな問題意識に対する回答として、今まであった手法の手直しとか、継ぎ足しで対応するということに加え、新しいECLの選択肢を増やすのかどうかの問題だと思います。私自身は、ECLといっても一般的ECLを入れろという意見ではなくて、あくまでも個別ECLなのですけれども、個別ECLという新たな手続の選択肢を設けることによって、著作権者も利用が増えればパイが増えるわけで、そういった改革を5年先、10年先を見据えてやらなかったら、構造変化に対応できず、ゆでガエルになってしまうという危機感で、ECLを議論しています。既存にある制度の手直しで足りるんじゃないかという御意見が出てくると、それは議論の出発点となる危機感が違うのではないかと個人的には思います。

田村先生、すみませんでした。

○中村座長 田村さん。

○田村委員 どうもありがとうございます。

今のお二人のやりとり、あるいは事務局からの対応のことに関しては、結局、拡大集中許諾というときにどこに着目して話をするかだと思います。上野先生は法的な技術として法的効果のところについてお話をされて、林委員は、どちらかというところ、どこが対価とか条件とかを判断するのかということに気になされています。補償金というのは、そういう意味では基本的に立法ですね。もちろん補償金はいろいろな制度がありますので、現状ではそうですけれども、立法でどこかに委任すれば、実は拡大集中許諾に近づきます。そういう意味では、林先生が念頭に置かれているのは伝統的なタイプです。もちろん伝統的にはそうですよねということが念頭にあって、それに対して拡大集中許諾のよさというのは、立法ではなくて個別具体的に、つまり集中管理団体と利用者との契約を活用するということです。このように、拡大集中許諾の特徴は、迅速に市場にきめ細かな判断をさせる点にあるので、それは混合型と書いてあるところの典型例で言えば、失われてしまうとは思うのです。

ただ、この混合型は、よく注意して見ていただくと、さっきの「政策的に望ましい」という話と似たようなところがありまして、大分幅広に書かれていると思うのです。とりわけ、私が申し上げている裁定制度と組み合わせるところが入っております。この裁定制度も、もちろんいろいろなやり方があると思いますが、組み合わせるタイプですと結構個別具体的にってきますし、ここでさらに集中管理団体に一回判断させたのを、組織率が低いことを鑑みて、裁定機関のほうでグラデーションをつけていくというような制度を入れていきますと、それを裁定の改良と呼ぶのか、拡大集中許諾と呼ぶのかは、言葉の問題だと思います。拡大集中許諾と呼びますと様々なものが入って来たりするので、混合型とか裁定の改良というような感じで位置づけておいて、あるいはこういう形で出しておくというのも一つの案かと思います。ですので、そういう意味で、現在の書き方で、林先生の御懸念も一応入っているとは思いますが、

以上です。

○中村座長 前田さん、お願いします。

○前田委員 今、田村先生からお話がありました混合型と拡大集中許諾の類似性という点に関してなのですが、混合型の場合に、権利制限の部分の補償金について市場原理が働かないということになるのではないかというお話もありましたが、19ページの比較表におきましても、混合型の「対価決定における市場原理の有無」のところには、2つ目のポツで、補償金付権利制限部分については、集中管理団体と利用者間の協議等により決定された対価水準が反映されることが想定されると書いていただいている、まさにそういうことになるのではないかなど。特に補償金が通常の使用料に相当する補償金となった場合に、メンバーについて集中管理団体が決定した使用料が通常の使用料相当額になって、それが自動的に補償金になるのではないか。そういう意味で、市場原理が結果として反映されることになるのではないかと思います。

以上です。

○中村座長 ほかによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

この部分、総論のところの議論がありましたが、もう一段書きぶりを調整する必要があるかと思えますし、3種類の書きぶりもめり張りを含めて今日でセットというわけにもいきそうになく、もうワンラウンド要るかなという感じで聞いておりました。また、事務局からも文化庁との調整もあるということですので、その調整もお願いをいたしまして、委員の方々からもここはもう少し追加的なコメントもあるのではないかと拝察いたしますので、あれば事務局にお届けいただければと思います。

前田さん、手を挙げられましたね。

○前田委員 まだこのテーマの続きでもよろしいでしょうか。あるいは、もう次に。

○中村座長 いえ、大丈夫です。どうぞ。

○前田委員 20ページの501行目のところです。「拡大集中許諾が適用される用途領域については、公共性が必ずしも高くない場合において、取引費用を削減するとともに、迅速に利用を実現するための選択肢として考えられるべきではないかとの意見が多かった」という記述があるのですが、公共性が必ずしも高くない場合において拡大集中許諾を導入することは、ある意味では著作権者の許諾権を制限するという結果にもなるわけですので、公共性が必ずしも高くないのに著作権者から許諾権を奪うということが許されるのだろうかという疑問を私は感じます。ここはその意見が多かったということですので、それはそれで異論はないのですが、ただ、この記述については、そもそも公共性が必ずしも高くないのに拡大集中許諾を導入して許諾権を制限することが果たして正当化できるのだろうかという疑問を呈する意見もあったという記述をしていただきたいなと思います。

以上です。

○田村委員

前田先生が公共性として、どのようなことを意識されているか分かりませんが、私は例えば何度か申し上げているようにアーカイブ型のような網羅的なデータベースみたいなものを作成するとか、ああいうものが入ると思っております。もしかしたら前田先生も具体例では変わらないと思っていらっしゃるのかもしれないのですけれども、そこがまず入るだろうと思います。そこは今、前田先生も私と同意見のようではあるのですが、ただ、問題はそれに限るかどうかです。私、そもそもそれも公共性が高いとは位置づけずにいたのですけれども、それは言葉の問題ではないかと思えます。

さらに、例えば記録映画、ある人の伝記物みたいな映画をつくるときに、1,000近いコンテンツの処理が必要で、そこに数億かかるということもあっておりましたが、いろいろな著作物をネットからもいろいろとあることが分かる時代ですので、そういった場合にも新しいタイプの類型を使いたいとは思っております。それを前田先生がいや、それはとおっしゃるのかどうか気がなります。

それで今の状況で多数がこうだったと書いた上で、前田先生のように、いや、しかし、公共性が高くないのにおかしいという意見もあったといろいろ書かれてしまいますと、実は二人があまり変わっていないところを含めて対立しているように思われるのが少し不安です。多数だったというところを、そちらのほうの意見もあったくらいにさせていただいて、前田先生のご意見を反対意見に付記しないという辺りでまとめていただけると気持ちも収まるかと思いますが、全てはお任せいたします。

○中村座長 林さん、いかがでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。

私、公共性という言葉を上上げたので発言させていただきますが、私は補償金付きにしろ、権利制限という類型を公共性が高くない場合に認めていいのだろうかというのが問題意識の出発点です。補償金付権利制限を認められるという場合は、やはり公共性の高い分野に限定すべきであるという考え方からすると、その類型では対応できない残る部分が必ず出てくると。残る部分についても、でも、そういう部分こそ取引費用の削減とが非常に要求されてくる。これは守りの意味でなく、攻めの意味で取引費用の削減が必要になってくるので、そういう意味で、公共性が必ずしも高くない場合において取引費用を削減するという文脈で私はここを理解しております。意見が「多い」のか「あった」にするのかという辺りは表現の問題だと思いますので、お任せしたいと思います。

○中村座長 前田さん。

○前田委員 さきほど田村先生がおっしゃったとおり、公共性という言葉に多義性があり、私の発言が不正確だったかもしれません。私としては、公共性という言葉であろうが別の言葉であろうが、著作権者に本来的にはある許諾権を制約するのに足りる合理的な根拠がある場合に限り、拡大集中許諾などが正当化され得る。私の考えとしては、拡大集中許諾はそもそも正当化できないのですけれども、混合型は正当化される場合があるだろうと思います。

林先生が今おっしゃったとおり、権利制限の場合は公共性がなければいけない。そのとおりだと思うのですが、権利制限をするべきでないような場合であっても、拡大集中許諾ならば認められる余地があるというのが林先生の御趣旨だったように思うのですけれども、私としては、それは難しいのではないかと。権利者不明の場合は確かに分かるのですけれども、権利者不明ではなくて、権利者と容易に連絡を取ることができるにもかかわらず、なお権利者の許諾権を制約するということであるならば、それは実質的には権利制限であろうと。そうであるならば、権利制限と同等にそれを正当化する合理的な根拠が必要になるのではないかと思います。

以上です。

○林委員 中村先生、もう一回だけいいですか。

○中村座長 はい。

○林委員 今の前田先生の御意見は私も理解しているのですけれども、異なる意見を持つ

ておりまして、これはたしか上野先生が座長でいらしたと思うのですが、2017年にSOFTICで拡大集中許諾制度に関する調査研究報告書をまとめていただいている中で、拡大集中許諾制度の正当化根拠を非常に網羅的に整理してくださっています。私はその中で、前も申し上げたかもしれないのですが、黙示の許諾が認められる場合には正当化されるという整理が妥当と考えました。どういう場合に黙示の許諾構成で正当化根拠が認められるのかについては、一般的な条件としてはオプトアウトが容易に認められるとか、範囲を個別ECLにするとか、集中管理団体というのは何らかの国の条件設定で、認可なのか認証なのか分かりませんが、そういうものを設けることで担保するというものと、あとは、重要なのは、分野ごとに黙示の推定が認められるコンテンツ分野なのかといった条件設定によって、で黙示の許諾という理論構成で正当化根拠が認められるのではないかと考えておまして、前田先生のおっしゃるところの公共性の点だけではないと考えております。

多分こうしたいろいろな考え方がある中で、最終的には選択肢を増やすという観点で、こういう枠組みなら正当化できると政策決定するのか、それとも今までの制度を手直ししてやっていくことで足りると考えるのか。そういったことをこれから調整していくということになると思うのですが、やはり、危機感をもった議論はすべきだと思うのです。できないという理由を挙げるだけではなくて、制度設計の議論はしていくべきではないかなと考えております。

○中村座長 どうもありがとうございました。

ここで、この件についてまとめたいと思います。これは、先ほどもちょっとありましたけれども、文化庁との調整といいますか、どこまで我々が書くことが適切なのかということも含め、少しワンラウンドやりたいと思いますので、今日のところはこの辺りにしておくのが妥当かなと思うのですが、よろしいでしょうか。

ということで、残り30分ばかりでかなり押してきたなと思いますので、次に進みたいと思います。

事務局から次の説明をお願いしますでしょうか。

○田淵参事官 それでは、26ページの644行目、(2)UGC等、多元化された制作環境の適正な発展を支える権利者意思情報共有・権利処理関連サービスの形成とプラットフォームの役割というところでございます。

現状と課題部分は、1ポツで記載した内容とも重なる部分は多いのですが、ユーザーによって生成されたコンテンツの投稿型プラットフォームにおける急増ということを受けまして、こうしたコンテンツの中にはユーザーが完全に一から創作したものもあるが、何らかの既存の第三者の作品、素材を利用して創作されるものも多いという中で、権利者の対応としては、サイト運営者等に対して削除を請求したり、黙認したりというような場合、利用の許諾をした上で広告掲載による収益の分配を受ける場合があります。

さらに、n次創作が認められる範囲について、権利者がガイドライン等により示す例も

見られるところでございます。

28ページですけれども、投稿型サイト等のプラットフォーム運営者と著作権等管理事業者が包括許諾契約を締結することで、ユーザーが権利者から直接許諾を得ずに一定の条件の下、コンテンツを利用し投稿することができる取組もございます。そうした場合、例えば、著作権等管理事業者が包括許諾契約を締結したプラットフォームの一覧をリスト化してホームページに掲載したり、あるいはどのコンテンツが許諾されているのかということウェブサイトで検索できるようにしておくといった取組もでございます。さらには、フィンガープリント等を用いた無許諾コンテンツの追跡・削除・収益化を行っている投稿サイトの例や、ブロックチェーンを用いた著作権管理プラットフォームの構築を目指す動きもでございます。

その上で、検討の方向性というところですが、まずは創作者・権利者の意思の尊重とUGCの発展の両立に当たっては、権利者の自主性・独自性を尊重する形で、利用の仕方について権利者が定めたガイドラインやクリエイティブ・コモンズ等の意思表示の仕組み等を活用して、あらかじめ権利者が著作物の利用を認める範囲や条件等について行った意思表示がユーザーにうまく伝わるというところで、投稿サイト等のプラットフォームとの連携について、プラットフォームの規約の活用も含め、検討することが考えられます。

また、フィンガープリントなどの技術によって権利者が自身の著作物をより簡単に管理できるようにする仕組みを構築する取組も見受けられます。こうした技術の活用も権利者が自らの著作物の利用状況とその影響を評価し、権利の利用に関する自らの意思を明確化することにつながると考えられますので、こうした技術が広く活用されるよう、その環境整備といったことが考えられます。

さらに、プラットフォームが権利者と利用者の権利処理と利益分配を円滑化するために、利用者に代わってプラットフォームが権利者と規約を締結して、利用者の一括処理窓口を務めたり、権利者の許諾意思と利用状況についてユーザーに情報を提供するという取組も期待されます。

権利者への利益還元については、投稿サイト等における利用状況を把握するためのITソリューションの提供、海外も見据えた権利処理枠組み、著作権使用料の精緻な利用量把握による算定情報の提供等をプラットフォームが行うことが望ましいということで、何らかの課題があれば、まずはその実態を把握するということも考えられます。その課題を整理した上で、必要に応じて知的財産政策の観点からの制度や運用の在り方の検討に加え、プラットフォームに関する競争政策も含めた幅広い観点も視野に入れて実態を分析・検討していくことが考えられるとしております。

また、違法コンテンツへの対応におけるプラットフォームの役割についても記載しているところでございます。

以上、(2)で一旦区切らせていただきます。

○中村座長 どうもありがとうございます。



皆さん、いかがですか。

どうぞ。

○林委員 プラットフォームの関係について、先ほど柳川先生から書くのはいいけれども視点が違うので注意するというお言葉をいただいて、確かにそのとおりだなと思ました。

(2)の検討の方向性の最後に「また、違法コンテンツへの対応におけるプラットフォームの役割についても、検討が求められる」と書かれています。ヨーロッパなどではそういった動きが進んでいると思います。この違法コンテンツへの対応におけるプラットフォームの役割への検討の必要性という視点は重要であり、ここでこういう書き込みをして、今後この知財本部で議論していくのか、また政府内のどこかで議論するのか、その辺りにながればいかなと思っております。

○中村座長 よろしいでしょうか。

○内山委員 (2)に関していけば、いわば包括契約を結ぶプレーヤーとして重視しましょうねという側面も当然ながらあるお話だと思いますし、そのときに当然また分配問題は出てきますから、一種の情報開示問題というのは当然考えなければいけない要素としては出てくるということまではとても理解はできる部分でございます。ただ、今、林先生がおっしゃったとおりで、政府部局のどこでこれをやるのというのはとても疑問に思うところなので、疑問というかまさしく交通整理をしてほしいなというところでございますので、そこはお願いしておきたいところではございます。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。よろしいですか。

よろしければ、次に進みましょう。

事務局、お願いします。

○田渕参事官 それでは、(3)が利用円滑化の基盤となる権利情報データベースの整備についてでございます。

現状と課題については、文化庁から御報告いただきました音楽分野のデータベースに加えまして、ほかにも様々な官民のデータベースがある中で、全体像の把握が困難であるという課題についても触れております。

検討の方向性としたしましては、既に構築されたデータベースについては、利用者による活用が図られ、権利者への対価還元に結びつくよう、さらなる周知が求められるということ。また、利用者側の例えばシステムとデータベースを連携するといったことを模索することが必要と記載しております。また、音楽分野以外の権利者情報の集約・データベース化についても、権利者団体等と連携した取組の具体化を進めること。さらに、既存の各種データベースに関する全体像と課題を把握・分析の上、さらなる周知、権利情報の集約化を進める必要があるという方向性を記載しております。

時間もないので、残りを全部御説明します。

(4) がコンテンツ制作における取引の適正化及び就業環境の改善といったところですが、現状と課題につきましては、タスクフォースでも御紹介させていただきました各種ガイドライン、放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインやアニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン、現在作成中のフリーランスのガイドラインについて記載しております。

方向性としていたしましては、これらのガイドラインについて、対象事業者等向け講習会や業界団体に対する働きかけを実施するとともに、個社へのガイドライン遵守状況調査や業界向けアンケート調査を実施し、重点課題の改善割合を指標化した上で浸透状況の可視化を図るなど、一層の普及・活用を図ることが考えられるとしております。

また、特にフリーランスに対しては、これらガイドライン等をはじめとする支援措置について周知徹底を図る必要があるということで、これらのガイドラインの内容について、コンテンツ製作者や個人のクリエイターが参加する団体を通じて、改めて周知活動を行うとともに、映画産業については、取引の適正化等に向けた認定制度等の仕組みの構築や、製作者側による認証取得と表示の実行状況の調査を求めることも考えられるという方向性を示しております。

次に、(5) の伝送路などの形式面と権利者への影響などの実質面との間でずれが生じている著作権法上の規定の見直しですが、著作権法上、権利者の利益への影響という観点では、アナログ・リアルと同等の行為でも、デジタル・ネットを活用すると実施できないものも存在します。例えば観客がその場にいる非営利の演奏や口述等が無許諾無償で行える場合であっても、テレビ会議システム等を用いた配信となると、同人数の観客であっても無許諾で行えない場合などがございます。このように、伝送路などの形式面と権利者への影響などの実質面との間でずれが生じていることにより、公正な利用が適切に確保できない可能性があることで、とりわけ配信システムを介した形で多様な活動が遠隔で行われるようになった昨今の状況に鑑みると、見直しが必要な規定が存在すると考えられます。

これを踏まえまして、検討の方向性としていたしましては、こうした規定について権利者の利益に与える影響がアナログ・リアルの場合とデジタル・ネットの場合とで同等であるか慎重に精査した上で、権利者の利益を不当に害しないことを前提に、可能な限りずれを解消することが求められるとしております。

最後、当事者間協議やソフトローの活用というところでございます。

現状と課題ですが、技術や市場の変化が激しい今日において、全ての新たな事象について、立法によるだけでは対応が追いつかないとの指摘がなされます。これを受けて、ソフトローの活用が提唱されるようになっております。

著作物等の利用に当たっては、一般的には、技術革新の影響や取引の実態の分かっている当事者同士の交渉により、利用許諾、利用条件や対価の決定を行うことが効率的であります。合意の形成については、権利者及び利用者の当事者間のみで自主的に策定されるも

のもあれば、当事者間における自主的な策定プロセスに幅広い経済・社会的利益を反映させるため、政府が一定の関与を行うことが望ましいものもあっております。

当事者間における合意形成が進まない場合には、必要に応じて紛争解決制度を活用することが可能であるとしております。

さらに、33ページの837行目ですけれども、当事者間の取組には、著作権等管理事業者と利用者の間の交渉を経て合意が形成される場合も含まれるとしております。著作権等管理事業法においては、市場に対し大きな影響力を持つ指定管理事業者については、利用者側の意向が反映された使用料規程が作成されるために、使用料規程に関する協議・裁定制度が設けられているところでございます。

次に、著作権分野におけるソフトローの活用との関連では、平成30年に柔軟な権利制限規定が導入されたところでございます。権利制限規定の柔軟性が高いとは、ある行為に権利制限規定が適用されるか否かについて解釈の余地が大きいことを意味しております。米国のフェアユース規定は、①利用の目的及び性質、②著作物の性質、③利用される分量及び実質性、④著作物の潜在的市場または価値に対する利用の影響等を考慮して、公正であれば無許諾で利用できるというもので、柔軟性が極めて高いものとなっております。我が国においても、柔軟性のある権利制限規定を導入すべきか検討するに当たり、調査を実施したところ、大半の企業や団体は高い法令遵守意識と訴訟への抵抗感から、規定の柔軟性より明確性を重視していることが判明したところでございます。文化審議会における検討の結果、我が国において最も望ましい「柔軟性のある権利制限規定」の整備については、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組合せによる多層的な対応を行うことが適当とされ、規定が整備された経緯がございまして。

柔軟な権利制限規定が導入された背景といたしまして、著作権法に関するこれまでの立法の手法において、著作物の利用実態が急速に変わり得るという事実を考慮に入れた制度設計が必ずしも十分には行われていなかった面があるとの認識がございまして。著作権法における柔軟な権利制限規定の導入の際、専門性、迅速性、柔軟性等の観点から、ソフトローの活用が適切な場合があるとの議論がなされているところでございます。

文化庁著作権課名義で公表された「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」について、これも一種のソフトローと位置づけることができるとしております。

検討の方向性でありますけれども、当事者間の協議につきましては、社会的に利用が進むことが望ましいものの、当事者間での協議がうまく進まない場合においては、紛争解決手段で個々の事案解決事例を積み上げていくことも有効とした上で、こうしたソフトローの形成プロセスを設計する場合、限られた当事者だけの協議の方向性が幅広い経済・社会的利益から来る要請と乖離する場合もあり、必要に応じて、行政機関の関与の下、当事者間の合意形成を促すことも求められるとしております。

また、ある程度柔軟な法令の規定、例えば柔軟な権利制限規定というのは利用の円滑化

に資すると考えられる一方、その解釈をめぐる不確実性を低減するため、今後も引き続き行政府がソフトローを活用することが考えられるとしております。

今後はこうしたソフトローと実定法の組合せと相互関係についてイノベーションを生み出していく必要があると。まずは、こうした対応が必要とされる課題をさらに探索していくことが重要であるとしております。

以上、駆け足になりましたけれども、残りの部分の説明とさせていただきます。

○中村座長 ありがとうございます。

では、今、御説明があった（３）から（６）について、皆様からコメントをお願いいたします。

林さん。

○林委員 ありがとうございます。

２ポツの（１）、（２）は一元化の話がメインだったと思うのですが、（３）以降は、それぞれ、それ以外の環境整備に関わる必要な施策について現状と課題の整理と対応の方向性を示していただいたもので、これまでの議論を整理していただいたところであり、私もこれで結構だと思っております。

○中村座長 ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。

前田さん、お願いします。

○前田委員 ありがとうございます。

（５）伝送路などの形式面と権利者への影響などの実績面との間でずれが生じている場合の著作権法上の規定の見直しに関してなのですが、ここでは、813行目あたりで、「アナログ・リアルで行うのと同様の利用行為であっても、デジタル・ネットを利用する場合には許諾が必要となる著作権法上の規定について、権利者の利益に与える影響がアナログ・リアルの場合とデジタル・ネットの場合とで同等であるか慎重に精査した上で、権利者の利益を不当に害しないことを前提に、可能な限り、ずれを解消することが求められる」とあるのですが、ずれを解消するという方向としては、アナログ・リアルの場合は自由にできるのだから、デジタル・ネットの場合も自由にすることによってずれを解消するということもあり得ますが、その逆もあり得るのだと思うのです。アナログ・リアルの場合であっても、広範に、大人数を対象にするような場合などについては、今は非営利無料の利用の場合は上演、演奏等が自由にできるということがありますが、逆にそれらを許諾権の対象にするということもあり得るわけですので、ずれを解消する方法については両方向があり得ると思います。ここに書いていただいている方向性は、どうも許諾が必要でない方向に統一するというニュアンスで書かれているような気がするのですが、それはある意味で片面的のような気がいたします。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

柳川さん。

○柳川委員 柳川でございます。

ここで書いていただいた内容については、これで異論ございません。

今までしゃべったことも含めて、全体についてコメントさせていただきたいのですけれども、やはりソフトローの活用のところで書かれているようなところがとても重要だと思っていて、ある種の迅速性というものが非常に重要になっているというのが、私が考える全体の方向性の中での大きなポイントだと思っています。取引コストという話が出てきて、そのとおりののですけれども、取引コストって割と何ということていくと、やはり迅速に処理ができないということ、あるいは迅速な活動ができないことが経済的にも、あるいは社会的にも非常に大きな問題を招きかねないということで、どういうふうな形にすれば迅速な処理が可能なのかということをしっかり考えるというのが大きなポイントだったのだと思っています。その点で、このソフトローのような活用が非常に重要だということが一つ言えると思います。

先ほどやや言い過ぎたので、少し誤解を招いたかもしれませんが、迅速な活動をしなればいけないから権利を全部吹っ飛ばせというつもりは全くございませんで、要するに、きちんとした権利が守られるようにするのだけれども、それを今までよりもできるだけ迅速にする形でできないか、その工夫がどこかでないかということが考えられればというのが私が考えた今回の報告書の一番のポイントだと思うのです。なので、先ほど事前にきちんと公共性が高いと認定された分野にだけ認めるというのは視点として少し違うのではないかと私は申し上げたのですけれども、それは決して何でもかんでも認めるというわけではなくて、事前に把握してこの分野ならいいということを決めると、どうしてもスピード感が遅れるということで、事前規制ではなく事後的な紛争処理のほうにできるだけ持っていくほうがスピード感のいい話ができるのではないかとというのが先ほど申し上げたところのポイントでございました。

それから、集中処理のところは、委員の方々が専門的な話をされていて、その神々の議論に私が首を突っ込む気は全くないのですけれども、例えば経済活動のために権利を制限してもいいかということ、当然そこはかなり限定的な話にはなるのだと思います。ただ、権利の認め方というのはいろいろなパターンがあり得るのかなと。今認められている権利の行使の仕方を全く動かすとすると、全て権利制限だということでもないのだと思いますので、ですから、事前ではなくて事後的に問題があったといったとき、クレームがあればその紛争処理をするという形で権利が認められるのであれば、そのほうが経済活動としては迅速性があるということであれば、そういう方向でできる選択肢をできるだけ増やしていただきたいと考えているところでございます。

なので、細かい書きぶりはあまり気にしないというか、私が口を出せることではないのですけれども、ぜひ辺りに少し気をつけて選択肢なり書きぶりを考えていただくことが私

は大事なかなと思っております。

ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

○中村座長 ありがとうございます。

水野さん。

○水野委員 今、柳川先生がおっしゃったことは私もほとんど同意見で、このソフトロー的なものというのは一番最後にくっついているみたいな形で提案されているのがいいのかどうかという書きぶりの位置のところ、政策のペーパーなので、ソフトロー的なものが後ろのほうに来やすいというのは分からなくもないのですが、この位置で本当にいいのかということは一度投げかけたいと思います。

あともう一点、先ほどから著作権を制限することに対する正当化根拠というものの、間違いなくこれは権利として付与されている以上必要だと思うのですが、私はそもそも著作権というものの正当化根拠自体が揺らいでいる時代だと認識しておりまして、表現の自由から遡れば、著作権という権利自体が例外だと、神々の前で言うのも本当に釈迦に説法なのですが、そういう考え方だとすると、著作権という権利の制限根拠というものが非常に強く求められ過ぎているという感覚もあります。なので、今日の御議論自体は私は納得しているのですが、そこを強く求める考え方とそうではない考え方も今の時代、あり得るのではないかというのは一言お伝えしたかったなと思いました。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○田村委員 どうもありがとうございます。

私もこの書きぶりというより、今のつながりで申し上げます。水野委員のおっしゃること、当然私は共感するところですが、今回そこまで書くのは、委員の意見も分かれていますのでやめたほうが良いとは思いますが、ただ、柳川先生のおっしゃっていることは、私も非常に共感します。権利を制限し過ぎて、どうしても法的な制限に分類されるのでしょ、どちらかという手続の話です。よくフラッグ、旗を誰が揚げるかという問題だと申し上げるのですが、これだけ個人著作物とか、あるいは個人著作物でないにしてもクリエイティブ・コモンズ型の弱い権利でもいいと思っている方の著作物が、ネット上であふれている著作物の中に占める割合が高くなっている状況で、今のように、原則は全員著作権法どおりの権利、そうではないときに例外をとる制度がなかなか利かなくなっているというところが一つの大きな問題です。それを、例えば拡大集中許諾にし、混合型にし、あるいは裁定の改良型にし、一旦マジョリティーのほうに合わせてみる。そのマジョリティーは分野によって違うわけで、例えば集中処理団体の組織率が高いところは、まずはそこで合わせてみるとか、低いところは多少グラデーションをつけてある程度幾つのマジョリティーを捉えていくなどをしながら、それで納得されない方はオプトアウトさせる。つまり、フラッグを立てる役割は、コストをなるべく減らすというや

り方だと思うのです。さらには、そもそも個人著作物と認めることが本当に多い場合には、原則はそこには補償金を取らないとかという形にしていく。

これは、法技術的に見てしまうとももちろん権利の制限の一種なのでしょうけれども、狙っているところが大きな著作権を弱めるか強めるかという話ではなくて、何度も申し上げるように、保護すべきものはしっかり保護するのだけれども、保護しなくてよいものはそれなりに、保護しなくてもよいだろうという振り分けの問題です。そして、とりわけいかにコストを安くするかという問題だと捉えていただき、既存の本当に保護してほしい権利者の権利を弱める方向の提案ではないのだということをぜひ打ち出していただけると、反発も少なくなると思った次第です。

以上です。

○中村座長 内山さん。

○内山委員 先ほどの柳川先生のお話の続きになるかもしれませんが、前回も言いましたが、経済学も法学も結構スタティックな学問なので、例えばコストなり費用といったときに、その中に時間も含めて考えてしまう癖はあるのですけれども、報告書はやはり一般の国民の方々もやがて読むという想定をするのであれば、書く上において時間の節約というふうに言葉は丁寧に置いていったほうがよいかなと思っています。

それから、これは全体に関わる話ですけれども、2002年にこの知財本部が立ち上がったときに最初に掲げていた看板、知的財産の創造、保護、活用という題目は、私、物すごく好きなのです。どうしても最後、保護にいく話なのですけれども、創造というところがあって初めて保護なので、保護から物事に入ってしまうと創造すら潰してしまわないですかという心配観が何となくあるので、創造というところも視野に入れながらリバイスしたいなと思っています。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○水野委員 この時間にすみません。

今、内山先生がおっしゃったことは、私、最後にお伝えしたいと思ったところがありまして、このペーパーの中でも一番最初、66行目ですかね。「最も重要なことは、この新しい環境の中で、コンテンツクリエイターに適正な対価が還元されていくことであり」と書かれているのですが、残念ながら創造のことについてほとんど書かれていないのですよね。これは法政策的にできることというのが創造のところではなかなか難しいということは大前提として理解した上で、ただ、このペーパーで提案していることは、ここはいろいろな言い方があり得ると思うのですが、結局、対価がクリエイターに還元されていくことで創作のインセンティブを確保していくということだと思っています。取引費用の低減もそういうことだと思っています。

そうなったときに、私、このペーパーをクリエイターという言葉でコマンドFをしたら、

多分10回ぐらいしか言葉が出てこないのです。これは本当にクリエイターに向けられた言葉になっているのかとかということとは若干気にしたほうがいいかなと思っておりまして、やはり最終的にここで議論していることがこの66行目の話にもつながってくるのだということは少し丁寧にコミュニケーションを取ったほうがいいかなと思います。あと、そのコマンドFをやった過程で、「クリエイター」と「クリエイター」という言葉が混ざっていることに気づきましたので、これは統一したほうがよいかと思います。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

時間が来ましたね。とても本質的でスリリングな議論をありがとうございます。委員の方々から非常に貴重で重要な意見が今日もたくさん出て、これを全部反映するというのはいささか大変だなと思っておりまして、同時に、文化庁をはじめ、関係省庁との調整もまだ必要ということでございますので、委員の皆様には誠に申し訳ございませんけれども、もう一回お付き合いいただいて、もう一回セットを事務局にさせていただくのがいいかなと。それまでに関係方面の調整も進めていただければと思うのですけれども、いかがでしょうかという振りも含めて、今日の議論について田中局長から総括をいただければと思います。

○田中局長 まさに座長からお話があったとおり、かなり本質的なところについて積極的な御議論をいただきまして、本当にありがとうございます。まさにこういう議論をお聞きしたかったというところでございまして、感謝申し上げます。

先ほど座長からもお話がありましたように、かなり突貫工事でやらせていただいているところもございまして、まさにこういうペースで、今日のような御議論をお聞きしたくて、専門家の皆様方、タスクフォースのメンバーにこうやって開陳しながら、同時に政府の関係者のほうにも意見を聞いているところでございまして、その意見はまだ十分に聞き取れていないところがございます。その中で、今までの議論や考え方の整理との関係で、反映すべきと私どもが思われるところについては、また委員の皆様方に御相談する材料を整理させていただきたいと思っております。

時間が超過しておりますので、いただいた論点について全てはコメントできませんけれども、政策的に網羅すべき範囲というのは一体何なのかとか、それから、公共性というのはどういうことを意味しているのか、ここが本質的なところかと思えます。しかし、その議論の立ち戻るべき着眼点というのは、まさに1ポツで示された環境認識から来る課題を全うできるかというところに全て帰着すると思っております。それに応じて、その言葉が何を意味するのかということとは、また法律論の議論としてどういう言葉を使うべきかということとの関係になりますけれども、求められていることは1ポツの政策目標を達成できるかというところに帰着いたします。その観点からうまい整理ができればということをおっしゃっていただけます。

それと、水野さんから最後にコメントいただいたことは非常に大事だと思っております。最終的には創造あつてのイノベーションでございまして、これがクリエイターの方々



の環境に総合的にはいかに利益をもたらすかということについてのメッセージをより強化するような表現をもう少し強められるということもちょっと意識してまいりたいと思います。

以上のことを含めまして検討した上で、座長と御相談しながらメンバーの皆様にもう一度御提示させていただきたいと思います。これが最後ではございませんので、引き続き御協力いただければと思います。よろしく願いいたします。

○中村座長 ありがとうございます。

事務局から伝達事項はございますでしょうか。

○田淵参事官 次回のタスクフォースの開催予定につきましては、改めて事務局から御連絡させていただきます。よろしく願いいたします。

○中村座長 ランチタイムにかかりまして、申し訳ございませんでした。閉会といたします。ありがとうございます。